

社会福祉法人はるか理事・監事・評議員 日当及び費用弁償に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はるかの役員及び評議員の日当及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の日当及び費用弁償)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、原則として報酬は支払わないものとする。但し、日当及び旅費等の費用を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の日当及び旅費等はこれを支払わないものとする。

	日 当 (日額)	費 用 弁 償
理 事 会 出 席 時	5,000 円	旅費実費支給

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により日当及び旅費等を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の日当及び旅費等を支払わないものとする。

	日 当 (日額)	費 用 弁 償
評 議 員 会 出 席 時	5,000 円	旅費実費支給

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により日当及び旅費等を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により日当及び旅費等を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により日当及び旅費等を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、「社会福祉法人はるか旅費規程」を準用し、理事長・施設長の旅費に相当する額を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、原則として実費を支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、合理的な経路における額を支給する。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	日 当 (日額)	費用弁償費	備 考
理 事 長 業 務	5,000 円	旅費実費支給	
理 事 及 び 評 議 員 業 務	5,000 円	旅費実費支給	
監 事 監 査 指 導	5,000 円	旅費実費支給	